

○減免を受けることができる障がいの等級（程度）

		障害の区分	障害の等級（程度）	
身体 障害者 手帳		視覚障害	1級から4級までの各級	
		聴覚障害	2級及び3級	
		平衡機能障害	3級	
		音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	
		上肢不自由	1級及び2級	
		下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	1級から6級までの各級
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級
		体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級
		乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
			移動機能	1級から6級までの各級
			心臓機能障害	1級及び3級
			じん臓機能障害	同上
			呼吸器機能障害	同上
			ぼうこう又は直腸機能障害	同上
			小腸機能障害	同上
			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
		肝臓機能障害	同上	
療育手帳				
障害の程度が重度のもの（茨城県の療育手帳の場合A又は㊶）				
精神障がい者保健福祉手帳				
精神障害者手帳の1級を持つ方で、なおかつ次のいずれかに該当する方				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療費福祉費受給者証をお持ちの方 ・ 障がいの治療のため通院されている方 				
戦傷病者手帳 ※お問い合わせください				

★減免申請の手続きには以下の納税義務者のマイナンバー確認書類が必要です。

- ・ マイナンバー確認書類（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバー記載の住民票等）
- ・ 身元確認書類（顔写真付き身分証明書）

※マイナンバーカードがある場合は、マイナンバー確認・身元確認の両方が1枚で可能です。

★代理人が申請する場合には以下の書類が必要です。

- ・ 委任状
- ・ 代理人の身元確認書類（顔写真付き身分証明書）
- ・ 納税義務者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票等）

※当該年度の4月2日以降に身体障害者手帳などの交付を受けた場合は、翌年度からの軽自動車税（種別割）が減免の対象となります。

※申請様式、構造による減免、公益減免については、村ホームページをご覧ください。お問い合わせ下さい。